

令和元年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日時 令和元年9月4日(水) 午後6時00分～午後7時00分

場所 市役所本庁舎3階 庁議室

出席者 吉田保雄会長、小林恵子副会長、中林義雄委員、鍵谷洋輔委員、
能村久美子委員、野村彩夏委員、濱岡昇平委員、東邦彦委員(出席委員8名)

欠席者 大城花子委員

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画経済部次長兼企画課長 中西章司、企画課主査 中舘泰弘
企画課主任 橋本麻里子、企画課主事 本庄あゆみ

傍聴者 0名

【吉田会長】

ただいまより、令和元年度第1回市民参加制度調査審議会を開会いたします。

まだ1名、大城さんが見えていませんけれども、定刻となりましたので会議を進めていきたいと思
います。2年目ということですが、長い間、話をしていないので、昨年のことを思い出すのも時間が
かかるんじゃないかと思えますけど、今日は答申に向けた議論を行って、その作業に入っていきたい
と思いますので、よろしくをお願いします。時間は2時間くらいで、20時を目途に終了したいと思いま
すので、ご協力のほどよろしくお願いします。それでは会議の次第に沿って進めてまいります。

まずはじめに、事務局から皆様に確認事項がございますので、説明をお願いします。

【事務局(橋本主任)】

最初に、委員の皆様にお配りしております資料を確認いたします。「令和元年度第1回石狩市市民
参加制度調査審議会」と書かれたレジメが1つ、そして「資料」と書かれた資料1から7までが1
冊になったものを、事前にお送りしておりますが皆様お持ちでしょうか。

【吉田会長】

続きまして、次第2の報告事項「平成30年度審議会の振り返り」について、事務局より報告をお
願います。

【事務局(橋本主任)】

それでは、レジメ2ページをご覧ください。平成30年度審議会でご議論いただいた内容を報告
いたします。

(1)平成29年度市民参加手続の実施運用状況についてです。昨年度の審議会でご審議いただ
いた結果、平成29年度は概ね適正に実施されていたとの評価をいただきました。また、ご意見といた

しまして、審議会については、学識経験者などその分野の専門を集め、様々な形で改善点がないかを審議しており、適正に実施されていると見受けられる、ということ。次に審議会によって開催時間が昼間の場合もあれば夜間の場合もあり、審議会委員の構成を考えた設定であり、参加しやすい環境づくりに努めていると評価できる、というご意見をいただきました。

(2) 市民参加制度の改善方策についてです。①パブリックコメントについてです。パブリックコメントの書類が持ち帰られていても、意見が提出されないこともあり、意見の提出数がゼロだからといって、決して興味関心がないわけではなく、市の原案どおりで良いという判断で意見を出さない場合もあることがわかった。パブリックコメントへ意見を提出する場合、型がないため出しづらい、何について意見を述べたらいいかわからないという声があるため、記入用紙に記入例を記載すると書きやすくなるのではないかと。意見の数を重要視し、数が多ければ良いというわけではないが、意見を言いたいと思った人が、市にうまく届けられるような手助けは必要である。

②市民参加手続の手法についてです。パブリックコメントや審議会など、市民が意見を言う機会は設けられているが、実際に困ったことがない限りは、なかなか市へ意見を出さないという現実がある。しかしながら、アンケート調査のように個人に対して直接意見を求められた場合は、何らかの回答や考えを示してくれると思うので、市から市民へ手を伸ばしていくようなアプローチの仕方があってもよいのではないかと。

③審議会委員についてです。審議会委員は、主に「学識経験者」、「団体」、「一般公募」という枠組で組織されているが、一般公募の中にも、現在は退職等で団体に所属していないが、これまで活躍をされていた方や、初めて応募する方とは違い、様々な経験を積んでいる方もいるので、一律に一般公募の応募用紙を提出するのではなく、別の方法による応募が可能になれば、より多くの方が審議会に参加しやすくなり、経験を活かして活躍できるのではないかと、というご意見をいただきました。

以上が、前回の審議会のご報告です。なお、前回いただいたご意見も含め、議題の「(2) 市民参加制度の改善方策について」において、ご議論いただきたく存じますので、よろしく願いいたします。以上です。

【吉田会長】

皆さん思い出しましたか。今、事務局より平成 30 年度審議会での、議論の報告がありました。何か抜け落ちている点があれば言っていただけたらと思います。よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

それでは次に移ります。議題「(1) 平成 30 年度市民参加手続の実施運用状況等について」、議題にします。事務局から説明をお願いします。

【本庄主事】

皆様、資料1ページ「平成30年度市民参加手続の実施状況」をご覧ください。まず市民の声を活かす条例で規定している市民参加手続の主な手法は、審議会、パブリックコメント、公聴会、ワークショップのほか、意見交換会やアンケートなどを規定しております。

それでは①「市民参加手続の手法ごとの実施状況」の表をご説明させていただきます。この表は、市民参加手続を手法ごとに件数と参加人数をまとめたものとなっております。手法について、まずは簡単にご説明いたします。

審議会とは、市の依頼を受け、市政に関する事項の審査や検討などを行う合議制の組織のことで、

パブリックコメントは、市が、テーマと処理方法を掲載した原案をお示しし、これに対して、市民の皆さんの意見を、手紙、ファックス、電子メール、録音テープなどで提出いただくものです。

縦覧は、都市計画法や地方自治法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づいて行われ、都市計画の案や、土地・家屋の評価額、農業振興地域整備計画書を見ることができるようになっています。

ワークショップ・市民会議につきましては、検討の早い時期から行う場合に使用される手法です。テーマに対して自由な議論を行う場で、必要に応じてグループごとに意見をまとめてもらいます。

意見交換会は、案件の対象となる地域や団体などが特定される場合に有効な手法となっております。

続きまして、表では、平成29年度、平成30年度の増減について掲載しております。合計件数は、平成29年度は53件808人となっておりますが、平成30年度は25件528人で、件数28件、参加人数280人の減少となっております。件数が大幅に減少したのは審議会ですが、平成29年度29件668人、30年度は11件429人となっております。18件239人の減少となっております。こちらは、平成29年度では、5年に1度の自治基本条例の見直し作業や、札幌圏都市計画地区計画の見直しがあったほか、5年ごとの国民健康保険の計画や3年ごとの高齢者保健福祉計画の改定が行われるなど、各種計画が改定の年を迎えたことで、その策定や改正に伴う手続が多かった年度でございました。そのため、平成29年度と比較すると、平成30年度は改定する計画が少なく、それに伴う審議会も少なかったことが要因となっております。

次に、参加人数が大幅に減少したのは、ワークショップ・市民会議となっております。平成29年度2件127人、平成30年度は開催せず0件0人となっております。こちらは平成29年度は地区防災ガイドの改定と、自治基本条例の見直しにかかるワークショップがあり、特に地区防災ガイドにつきましては、たくさんの方が参加されたことによるものです。一方、平成30年度はワークショップではなく、意見交換会を実施しております。これは、対象となる地域や団体などが限定されるためです。つくしクラブの移転と地域公共交通に関して実施し、2件44人という結果となっております。つくしクラブは石狩小学校区内にある放課後児童クラブのことで、関係するのは近隣の方となっておりますので、親船会館で実施いたしました。また、地域公共交通につきましては、交通実情の異なる厚田区・浜益区・旧石狩地区ごとで実施をしております。

続きまして②「各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等」に移ります。こちらは、先ほど①で手法ごとに件数をまとめたものを、テーマごとにまとめ直したのとなっております。

表の左から3列目「手順の手法」ですが、審議会の場合にはカッコ書きで回数を記載し、そのテーマについて審議した年度内の回数を表しています。

また、隣の「終了月日」につきましては、審議会であれば答申日、パブリックコメントであれば意見の募集期限日を記載しておりまして、市民参加手続を終えた月日となっております。

さらにその隣の「審議会等名称」は、審議会の名称とカッコ書きの数字は、3ページの表の左側に記載しているNo.と対応しておりますのでご覧ください。

1ページに戻りまして、表の一番右側の列「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員の数、パブリックコメントや縦覧・意見書提出の場合は意見提出者の数、意見交換会の場合は参加者の数となっております。それでは、何点かピックアップしてご説明いたします。

「担当課」欄の企画課をご覧ください。昨年度、皆様にご審議いただきました市民参加制度調査審議会についてです。テーマは「平成29年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について」です。手法は「審議会」、開催数は「1回」、終了年月日は「継続中」となっておりますが、これは、昨年度、市から諮問いたしまして、今年度、今回ですが、答申をいただくことになっており、諮問案件がまだ終了しておりませんので、「継続中」という表記となっております。

「審議会等名称」の(13)という数字につきましては、3ページの左側にあるNo.に対応しています。3ページの資料は、より詳しく審議会の開催状況をまとめたものとなっておりますので、後ほどご説明いたします。

それでは1ページの参加人数につきましては、審議会に出席いただいた委員数「8人」となっております。

次に2ページ目をご覧ください。一番上、「環境政策課」で実施した「風力発電ゾーニングマップ及び風力発電ゾーニング計画書の策定」について、手法は「パブリックコメント」で、募集期間の終了月日は「平成31年1月17日」、意見の提出者数は「16人」となっております。

次に担当課の上から5番目「子ども家庭課」が実施した「つくしクラブの移転について」ご説明いたします。手法は「意見交換会」で、終了年月日は「平成30年4月5日」、参加人数は「2人」となっております。

このように、案件によって、市民参加手続の手法は異なります。審議会もしくはパブリックコメントを実施する 경우가多く、また、1つのテーマで複数の手法を組み合わせる場合もあります。

続きまして、3ページの「資料2 平成30年度審議会等の開催状況」について引き続きご説明いたします。こちらの表は、平成30年度に開催されたすべての審議会等の状況をまとめたものとなっております。まずNo.1の総務課の「表彰審査委員会」を例にご説明いたします。

昨年度は「1回」、「10月1日」に「非公開」で開催しました。同日付けで、諮問と答申を行いましたので、「諮問案件の審議」欄を○と表記しております。なお、諮問や答申がない場合で、審議会に対して諮問する案件ではなく、報告事項や協議会のように特定のテーマについて議論が必要な場合に開催したものを諮問案件の該当なしで「-」で表記しております。

No. 1に戻ります。「出席委員数」は7名で、セルに色がついているのは、左の「諮問案件の審議」欄に○がある場合に着色しています。

次に「傍聴者」は公開しておりませんので、該当なしで「-」表記となっております。

開催から議事録確定までの期間は10日間で、議事録は「要点」筆記で作成しました。

このように、昨年度開催されたすべての審議会等の状況を3～5ページに表にしてまとめております。

次に5ページの下段、①～③をご覧ください。①公開審議会1回あたりの傍聴者数は平均1.79人であり、前年度1.83人より0.04人減少しております。また、傍聴が多かったのは、3ページNo.27～37の環境審議会や風力発電ゾーニング手法委員会といった環境に関するものや、5ページNo.87～94の厚田学園や石狩八幡小学校開校準備委員会といった子どもに関するもので、興味関心が高いということが伺えます。

次に、②会議開催から議事録公開までの平均日数につきましては、46.1日となっております。前年度の38日より約8日増加しております。市民参加マニュアルでは、議事録は会議の都度作成しまして、会議開催後から概ね1か月以内に作成するよう求めています。しかしながら、会議をICレコーダーで録音したものを文字におこすと、だいたい会議の4～5倍くらいの時間がかかりますので、頻繁に審議会を開催する場合は、すぐに次の審議会の準備にとりかからなくてはならず、どうしても議事録作成が後回しになる場合があります。また、作成後、各委員にご確認いただく際に時間がかかってしまう場合もありますので、1か月以上かかっているという現状がございます。このような場合は、企画課より担当課に対して、随時確認をとって、状況の把握をしており、公開漏れがないよう努めているところでございます。

次に、③報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数につきましては、平成30年度におきましては0件でありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

【吉田会長】

今、事務局から資料について説明がありました。ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

それでは、引き続き「資料3 平成30年度パブリックコメント手続等の実施状況」についてご説明いたします。6ページから7ページをご覧ください。こちらは平成30年度のパブリックコメント手

続と縦覧・意見書提出手続の実施状況をテーマごとに掲載しています。

条例第 17 条により、パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1 か月以上とすることになっており、30 年度実施された 11 案件のパブリックコメントは、いずれも 1 か月の期間を設けております。「意見等の提出状況」の「人数」は、パブリックコメントに意見を提出した方の人数で、「件数」は、提出者の意見を内容ごとにまとめた数です。複数の方から同様の意見をいただいた場合は、1 件としています。また、1 名から複数の意見をいただくこともありますので、人数を上回る件数になることもございます。意見の反映状況は、市の機関が、提出いただいた意見について、パブリックコメントの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断した結果を、5 つに分類しています。

「採用」は、意見に基づき原案を修正するもの、「一部採用」は、意見に基づき原案を一部修正するもの、「不採用」は、意見を原案に反映しないもの、「記載済」は、既に原案に盛り込まれているもの、「参考」は、原案に盛り込めないが今後参考とするもの、「その他」は、ご質問・ご意見として伺うものです。

なお、パブリックコメントの結果は、件数を広報とあい・ボードに掲示するほか、本庁舎 1 階の情報公開コーナーとホームページでは検討結果もあわせて公開しています。また、意見を提出していただいた方には、検討結果を郵送してお知らせしています。

結果を見てみますと、件数が多いのは No. 6 と 8 の風力発電関係と、No. 9 のおおぞら児童館関係で、やはり環境と子どもに関することは興味関心が高いことがわかります。

7 ページ中段には、平成 24 年度から 30 年度の過去 7 年間の検討結果をまとめたものになります。

平成 30 年度の市民参加手続の実施運用状況についてのご報告は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【吉田会長】

ただいま、資料の説明がありました。それぞれの計画の改定期とか、そういう部分で年度が決められております。その中で全体的に多い少ないというよりは、適切に審議会あるいはパブリックコメントなどが実施されているかどうかの主眼になるのではないかと思います。どうでしょうか。いろんな意見の中で、大きな市の問題となっているような状況というのはなかったということですね。適切に制度が運用されているように感じますが、皆さんいかがですか。

【中林委員】

はい。

【吉田会長】

中林さん、どうぞ。

【中林委員】

新しい審議の内容はもちろんですが、例えばこの手話基本条例推進懇話会など、過去にパブリックコメントを求めて制定された条例にとどめないで、制定されたものをより良くしていこうという姿勢も見られます。市と市民が一体となって、市を盛り上げていこうという姿勢が見受けられますので、適正に運用しているのではないかなと感じます。

【吉田会長】

はい。ありがとうございます。どうでしょうか、今、中林さんからそういう意見が出ましたけれども、よろしいですか。適正に運営をされているという形で結論を出してよろしいですか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

適正に実施されていると評価いたします。

【事務局（橋本主任）】

ありがとうございます。

【吉田会長】

それでは次に、議題「(2) 市民参加制度の改善方策について」を議題にしたいと思います。

【事務局（橋本主任）】

それでは、「(2) 市民参加制度の改善方策について」ですが、レジュメ2ページの昨年度のご報告のページをご覧ください。前回の審議会において、大きく分けて3つのご意見をいただきました。事務局のほうで、それについて検討いたしましたので、そのご報告をするとともに、そこから更にご意見をいただき、議論を深めていけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。上から順番にご説明いたします。

まず、「パブリックコメントについて」です。昨年度に審議会で、意見を提出する際、型がなく出しづらいため、記入例があると真似をしたりできるので書きやすくなる、というご意見をいただきました。現在、市で用意している様式が今お配りしたこちらになります。「意見記入用紙」には、名前・住所・連絡先・メールアドレス・意見記入欄を設けています。意見記入欄は、意見提出者の意見や考え、思いを自由に書けるように、罫線を引いただけの状態にしています。

ご意見をいただいた記入例についてですが、市のほうから、記入例や書き方をお示しすることで、相手に何らかの先入観を与えたり、意見誘導になるのではないかという懸念があることから、これまでどおり意見提出者の意思を尊重したいと考えています。パブコメは、市の原案に賛成なら賛成とい

う意見を、反対なら反対という意見を、その他、自身の考えや思ったことなど、自由に書いてご提出できるものであります。パブコメを実施した後は、寄せられた意見と検討結果を公表していますので、ご覧いただくことで「こんな風に意見を出しているんだ」という参考になるのではないかと思います。また、かっちりした文章で書かなければならない、というものではなく、書き方も自由であるということを含めて、市民参加制度の周知やPRをしていくことが重要であると考えております。

こちらの点につきまして、委員の皆様のご意見いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【吉田会長】

昨年、こういう意見を出して、記入例があったほうがいいのではないかとということで話を進めたんですけども、市の回答は、市民参加制度の趣旨そのものを尊重した中では、今までどおりこういう形で進めたほうがいいのではないかと、という答えですね。皆様のご意見をいただきたい。

【吉田会長】

鍵谷さん。

【鍵谷委員】

こちらの様式を活かして、要は例はつくらないという、今までどおりこのまま罫線のみだよということですよ。それはそれで構わないかなと思います。この用紙、平成になっているところは、今は令和になっていますか。

【事務局（橋本主任）】

はい。

【鍵谷委員】

あとは気になったのは、メールアドレスなんですけど、お年を召した方はメールアドレスをお持ちでない方もいらっしゃると思うので、ない場合は「記載しなくてよいです」みたいなことを書いてあげたほうが親切かなと思いました。以上です。

【吉田会長】

はい。ありがとうございます。そのほかご意見は。能村さんどうぞ。

【能村委員】

賛成か反対かをパブリックコメントは書くものということで、それはすべてのパブリックコメントがそうなんですか。

【事務局（橋本主任）】

いえ、すべてというわけではなくて、市が出した原案に対して「これでいいよ」という思いがある人は、賛成しますという意見を出していただくこともあるということです。

【能村委員】

そうすると、そのご意見記入ってところの中身に、賛成か反対かは明確に求めているんですか。

【事務局（橋本）】

求めていません。

【能村委員】

それはどちらでも、それ自体もどちらでもいいんですか。

【事務局（橋本主任）】

そうなんです。賛成であっても賛成でなくても、何か自分の思いがあるのであれば書いていただくというもので、○か×かというものではないんです。それを自由に書いていただけるようにということで、こういった形を設けているんです。この様式を問わず、メールやご自身のお手紙で書いていただいている方もいらっしゃいますので、そういった点で自由に書いていただけるパブリックコメントというふうにしております。

【事務局（小鷹部長）】

例えば、計画だとすると、その計画自体はもちろん有りなんだけど、この記述はどうなのという場合に、パブコメで出してもらったりということですね、今話しているのは。

【能村委員】

そうすると、賛成とか反対とかという意見でもいいし、それ以外のことでもいいし。さっき賛成反対という言葉の説明があったので、何かそこにひっかかってしまったんですけど。あえて別にそれを賛成か反対かご意見かなどをどうぞ、という話でもなく、ご意見どうぞっという、ものすごく広い入り口を持っておいて、何を書いていただいてもいいですよ、というのが本来の趣旨ですね。

【事務局（橋本主任）】

そうです。

【事務局（中舘主査）】

原案に対して、こんなことも追記したほうがいいんじゃないかという、賛成反対というよりは、そういった…

【能村委員】

プラスマイナスとか。

【事務局（中舘主査）】

そういった意見も当然受け付けておりますので、そういった意味で、提出者の意思を尊重するというような形で、誘導となるようなことはしないほうがいいんじゃないかというふうに私どもは考えまして、今回このまま継続していきたいという結論にはなっています。

【能村委員】

それを表す一番誤解のない書き方として、ごくシンプルに「ご意見」という言葉で表記している。

【事務局（中舘主査）】

ええ。

【能村委員】

そもそもこの話が出たのは、ただそれで書きづらいとか、少ないとか多いとかという話があったんですって。

【事務局（橋本主任）】

真似できるような記入例があると、それを真似して書きやすくなるという声があったということでお話いただいたんですよね。どういうふうに書いていいのかがわからないという声があると。

【小林副会長】

市民の方から言われたんです。

【能村委員】

実際それは私も同意をした部分もありまして、そういうのがあると書きやすいですよ。幅広くありがたいんだけど、最初の一步が踏み出しづらいのかなっていうのは、そういう実際あった声だということもあったし、なるほどと思った部分です。だからこれも、どっちが○か×かでは全然ないんですけど、どっちの思いも、納得するような気持ちはちょっとありますねっていう。どっちつかずのことを言うことになりました。

【吉田会長】

記入例があるとね、その例に誘導されるというね。

【能村委員】

それも言われたらそのとおりにかもしれないっていうのもありますね。

【吉田会長】

必ずしもそうではないけども。そうすると市民参加制度そのものの趣旨に合わないのではないかという考えも。それぞれ考え方がるから、どっちだっていうふうには言えないんだろうけど。

【能村委員】

なので、このベースはそういうことになるんだろうなと思うんですよね。ただ、より書きやすくなる何か、それこそ追加できればいいのかなというところに、気持ちが残ります。

【中林委員】

これ多分、文面が硬いんでしょうね。ご意見じゃなくて、ご意見もそうなんですけど、これが適切かどうかはわからないんですけども、例えば「つくしクラブの移転について、あなたの考えはどうでしょうか」という文言を書くと、市民の方はもっと柔らかく受け止めてくれるかもしれないですね。それがその内容に対して反映されるかされないかは揉んでもらう形になると思うんですけど、もしかして「意見」と言われちゃうと書きづらくて、もうちょっと柔らかい文面が、その審議の内容によってその文面はいらぬのかもしれないんですけど、柔らかい文言をつけたら書きやすくなるというものあるかなと思います。

<「賛成です」の声>

【吉田会長】

ベースとなる記入の用紙はこの書式で行くとして、ご意見記入欄のところの部分で、もっと表題にそった形のものを入れたほうがよいのではないかということを検討してもらおうということによろしいでしょうかね。付帯意見ではないけれども、そういった方向性が必要じゃないかという。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それでは、そのようにお願いします。

【事務局（橋本主任）】

では、続きまして「市民参加手続の手法について」です。昨年度の審議で、実際に困ったことがない限り、なかなか意見を言わないが、アンケートのように直接意見を求められれば何らかの回答は得られるはずなので、パブコメのように広く意見を募集する方法もあるけれど、市から市民へ手を伸ばしていくようなアプローチの仕方があってもいいのでは、というご意見をいただきました。

市民参加手続の手法というのは、審議会、パブリックコメント手続、公聴会、ワークショップ、意見交換会、アンケートなどいろいろあります。

先ほどからお話いただいているパブリックコメントというのは、広く発言の機会を提供でき、意見提出の際の制約が少なく、比較的成本がかからないメリットがあります。そのほか、検討の早い時期から行う場合はワークショップ、対象となる地域・団体などが特定される場合は意見交換会など、案件によって、ふさわしい方法を検討し、場合によっては意見を出しやすいように、複数の手法を用いて行っており、実施にあたっては、参加しやすい時間や日程の設定、話しやすい環境・会場づくり、分かりやすい資料の作成に努めてまいります。また、平成 18 年度から行っておりますが、案件と関係が深いと思われる団体等には個別に案内するなど、引き続き効果的な周知を行ってまいりたいと考えております。以上です。

【吉田会長】

ただいま市民参加手続の手法について、事務局から説明がありました。何かご意見がありましたら。

市のほうから市民のほうへ手を伸ばしていくというか、意見を言いやすいようにアプローチをしていくというような趣旨の説明でしたので、これは当然のことだと思います。そういう方向で進めていただくといいことだと思いますが、よろしいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。いいですか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

それではそのようにお願いしたいと思います。

【事務局（橋本主任）】

はい。それでは最後に、「審議会の委員について」です。審議会委員は、主に「学識経験者」、「団体」、「一般公募」という枠組で組織されていますが、その中の一般公募について、初めて応募する方とは違い、現在は退職等で団体に所属してはいないけれども、これまで活躍していた方や様々な経験を積んでいる方もいらっしゃいます。一律に一般公募の応募用紙を書いてもらうのではなく、別の方法による応募が可能になれば、より多くの方が参加し、現在の肩書きにとらわれることなく活躍できるのでは、という意見をいただきました。

まず、審議会等とは、比較的少数の固定された市民をメンバーとし、特定課題について詳細な検討を行うために設置されています。

その構成員として、「学識経験者」とは、学術研究・職務経験、市民活動などを通して、その行政分野に関連する優れた知識・経験を有する者。

「団体推薦者」とは、その行政分野に関連した活動を行っている団体やその行政活動に関係の深い地域団体が推薦する者。

「公募委員」は、市民意識の多様化により、団体推薦だけでは市民意識を十分に取り入れることが難しくなってきたことを踏まえ、より広く市民の意識を議論に取り入れることをねらいとし、正当な理由があるときを除いては、公募で選考する者を加えることになっています。もし公募の構成員がない場合は、その理由を公表しなければならないと、条例第12条で定められています。一般公募の応募申込書の様式は今お配りしたものになります。公募委員の選考にあたっては、市民の多様な意識や考え方を取り入れるという趣旨から、ご本人の性別、居住地、年齢、経歴、他の委員への就任状況などや応募理由を、そのほかにも審議会等の性格や男女比、地域バランスなどを考慮して選考しています。

一般公募の中で、初めて手を挙げる方とベテランの方とで枠組や応募方法などを分けなくても、審議会において、委員の皆様のそれぞれの知識や経験を活かした議論がなされ、ご活躍いただけるものと考えております。

以上が市の考えでございます。委員の皆様のご意見いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田会長】

審議会委員の具体的な中身の、前回は意見があったものです。この件について説明がありましたけれども、どうでしょうか。

【能村委員】

質問してもいいですか。一般公募の委員の中で、純粹に手を挙げて一般公募の枠の人というのは、どのくらいなんですか。一般公募というのは基本的には自ら手を挙げて、という方を一般公募と言うんですね。

【事務局（橋本主任）】

はい。

【能村委員】

例えば、いろんな理由があつて声がかかる。声がかかること自体がいいとか悪いじゃなく、声がかかる形も、現実的にはありますよね。

【事務局（橋本主任）】

そうですね。

【能村委員】

そのことが今、一般公募という一つのくくりの中になっていることは、いいんでしょうか。現実的には、どうなんだろうかっていう。数字的にどうなんだろうとか、現状どうなんだろうとか。そういうことというのは、何か把握はあるのでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

審議会委員に一般公募枠で2枠ありますよというところに、本当に一般公募で手を挙げてきているかという話？

【能村委員】

そうですね、本当は一般公募というのはそういうことですよ。

【事務局（小鷹部長）】

そう。ほとんど手を挙げて来ているのではないかな。僕が所管している一般公募枠で来ている人は、本当に応募して来ている人を選んでいる。その人が知識あるとかなないとかは関係なく。

【能村委員】

そうじゃないことってありますよね。

【事務局（中西次長）】

そこはなかなか、言い方によってはグレーなゾーンになるのかもしれないんですけども、一般公募でどうでしょうかというお声がけをしているケースというのは、あるとは思いますが。

【能村委員】

そうですね。その部分も、さっきの答えでそういうことなんだけれども、自分で手を挙げたように手を挙げて、その紙を書いてという形になっていることには違和感は無く、そのまま進めるというお話なんですよ。確かにおっしゃったように、それがどう解釈されるかというところは、ちょっとグレーなのかもしれないですけど。

【事務局（中舘主査）】

多少歯がゆい部分はあります。

【能村委員】

やっぱり例えば女性の方の人数を増やしたいけれども、手を挙げて来てくれた人がいなくてとか、あるいは、こういうことに関わっていいなって思うところもあって声をかけたらいいよって言ってくれたとかということは、あると思うんですね。その仕込み自体がダメとかいいじゃなく、むしろよかったり。それからそれによって関連団体の関係の人が入ったりとかっていいと思うんですけど、そういう現実のところっていうところは、どういうふうに思っているのかなど。私はとてもそういうことが気になっています、ということですね。でも、だからどう改善してくださいではないです。今のそのお話を聞いていると、改善はしない、このままで行くという市の提案ですよ。私は残念ですけど。そういう意見を出したものとして、残念で、私としては関連団体とか経験者っていう別枠が一つあって、大きい団体さんでもない、学識経験者でもない、だけこの人に入ってもらいたいなと思った人に、例えば堂々と声をかけてもらえる枠があったら、いいなって思うところもあって。自ら初めてだけど市民として参加したいんだって人は、一般公募でいいのかなと思っていたので。残念ではあります。けども、そのいろんなことを踏まえて、そういうことにしたというのであれば、それはいいんですけど。そういう現実が、グレーなところを感じることもありました、というところで、逆に留めさせてください。私はこれで、意見を言わせてもらったということでもいいです。

【吉田会長】

濱岡さん。

【濱岡委員】

今のお話があったんですけど、私は別に、声をかけられようがどうだろうが、議論が声かけによって歪められることがない限り、一般公募者の参加経緯といたら変ですけど、参加経緯どうこうというのは別にいいのではないかと。逆にお声がけいただくことで、参加させていただくことで、一つ勉強になることもありますし、それに別に首に縄つけて引っ張り出されたわけではないので、断る自由もあるわけですから。声をかけられる・かけられないというのは、別にそれは一般公募の要件として、声をかけられていないから一般公募として適する、声をかけられたから一般公募として適さないということには関係ないんじゃないかと思うところです。以上です。

【吉田会長】

どうですか、他の方は。

【鍵谷委員】

はい。今、能村さんのほうでおっしゃられたことは、一般公募枠という枠の名前を、要は市の推薦枠みたいな感じの名称に変えたらいいんじゃないかということをおっしゃられているということで

すか。中途半端に意見を言って、意見を言いましたという形で終わってしまうと、市の方たちも混乱しちゃうと思いますし、こういうふうにしたらいんじゃないですかって言うんだったら、言い切っちゃったほうがいいかなと思いますし。中途半端に思っていることだけを言って、でもここで留めさせてっていうのは中途半端かなって感じで聞いていました。

【能村委員】

今の推薦枠って言葉は、むしろとてもありがたい言葉かもしれないですね。おっしゃっていることはいろいろわかります。解釈もそしてやっぱりいろいろあると思いますので、私の意見としては、そういう推薦枠みたいなことで、堂々と声をかけられるようなところと、本当に自ら参加するというところがあってもいいのかなという形です。

【吉田会長】

はい、わかりました。そのほか、どうですか。これは、参加する委員に制限をかけるとか、そういうことはないわけですから。その案件に対して審議会であれパブコメであれ、自主的に参加をしていくという形はきちんと確保されているということですね。そういう運用の仕方をしてきていますから、制限が加わることはない。

これは、従来のやり方で進めていくという形の方向性で今日の結論を出したいと思いますが、よろしゅうございますか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

では、この方向で進めていただくということで。

次に進みます。議題「(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について」を議題にしたいと思いません。事務局より説明をお願いします。

【事務局（本庄主事）】

皆様、レジュメ3ページ「(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について」をご覧ください。本審議会の委員数についてまずご説明いたします。「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（市民の声を活かす条例）」の関係条文、第29条を抜粋して載せております。

（委員）第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

- 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。
- 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。
- 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

と、なっております。条文によると、学識経験者1名、団体推薦者1名、公募委員5名、市職員1名で組織されますので、委員の数は8人以上15人以下でなければなりません。レジュメにはこれまでの委員数の推移を掲載しております。第5次審議会までは15人で開催しておりましたが、制度の運用が軌道に乗ったことから、委員の数を減らしてはどうかという答申をいただいたことを受けまして、第6次審議会では12人に、第7次審議会以降は9人となっております。

現在の第9次審議会におきましても、第8次答申を受けまして、9人体制でご審議を行っていただいております。なお、第8次答申の全文は、資料4として添付しておりますので、後ほどご覧ください。次年度、第10次審議会の委員数につきましてご意見を伺いたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【吉田会長】

我々の委員構成。こういう結論で進めてきていますが、どうでしょう。もっと増やしたほうがいいですか、それとも現状のこの人数でいいですか。一般公募の方も5名で半数以上だから。さっき15人以下と言ったけど、15人以内だよ。

【事務局（橋本主任）】

15人以内です。

【吉田会長】

以内だよ。このまま9名でよろしいですか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それでは、現行の体制で次年度についてもお願いします。
では次に答申案について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

11ページの資料5をご覧ください。昨年9月の審議会で、市のほうから「市民参加手続の実施運用状況の評価等について、本審議会の意見をうかがいます」という、市民参加制度に関する諮問を行いました。今年度は、本審議会より答申をいただくこととなりますが、本日の審議会において、すべての議題が終了したことを踏まえまして、2点、答申方法についてご提案いたします。

まず1点目、答申案についてです。昨年9月と本日、2回の審議会を開催し、ご議論いただきました。その内容を盛り込み、答申案を作成することになります。作成にあたっては、吉田会長と事務局においてまとめまして、出来上がりましたら、委員の皆様にもメールでお送りして、内容をご確認いただいて、答申書を完成させるということ。

2点目、市への答申提出についてです。確認いただいて完成した答申書は、吉田会長から市へご提出いただくということ。

この2点を提案いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【吉田会長】

ただいま、事務局から答申案について提案がありました。いかがいたしましょうか。2つともよろしいですか。市長にお会いして何か言いたいという人はいませんか。よろしいですか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それではそのように取り進めてください。

【事務局（橋本主任）】

はい。

【吉田会長】

それでは、「4その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主任）】

最後に2点ございます。まず1点目、本日の会議録につきましては、作成次第、本日ご出席の皆様全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

2点目、答申案につきましては、これまでのご議論いただいた内容を踏まえ、会長と事務局においてまとめ、出来上がり次第、委員の皆様にもメールでお送りいたしますので、ご確認のほどお願いいたします。その後、完成しました答申を会長の方から市にご提出いただくという流れで行ってまいりますのでよろしく願いいたします。以上です。

【吉田会長】

はい。何かほかにありませんか。

<「なし」の声>

【吉田会長】

以上をもちまして、令和元年度第1回市民参加制度調査審議会を終了します。短い、2回の会議でしたが2年間のご苦勞様でした。ありがとうございました。

令和元年9月24日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 吉田保雄